

【主な質疑項目】

1. 口蹄疫の発生とその対策について
2. 行政刷新会議「規制・制度改革に関する分科会」の運営と農業分野の検討について（以下の項目は順不同）
 - (1) 規制・制度改革の理念
 - (2) 分科会委員の選定方法
 - (3) 検討テーマの選定方法
 - (4) 分科会委員と利益相反関係にある検討テーマの設定
 - (5) 事務局主導による分科会運営
 - (6) J A等における独占禁止法の適用除外の見直し
3. チリ地震による津波被害対策等について
 - (1) 激甚災害の指定
 - (2) 養殖漁業の被害救済策
4. 改正農地法の運用の徹底について
 - (1) 優良農地の確保と転用規制
 - (2) 民主党奥石参議院議員会長の違法転用

○山田俊男君

自由民主党の山田俊男であります。

本日は決算委員会で機会をいただきましたので、赤松農水大臣始め皆さんに質疑をさせていただきます。

まず、大臣、口蹄疫の発生の問題でありまして、相当に感染が拡大しているというふうに聞いておりまして、大変な心配をしているところであります。どうも中国で大発生している、さらには韓国でも大発生しているというにもかかわらず、我が国はちょっとその点、政権交代もあったことは関係していますかね、関係していませんかね、どうも注意を怠っていたんではないかという心配をしています。どういう発生原因によるものなのか、現段階ではどんなふうに判明しておるのか、お聞きします。

○国務大臣（赤松広隆君）

口蹄疫につきましては、二十日の未明に正式にこれは口蹄疫だということが

確認をされ、その朝一番で私ども対策本部を設置をいたしまして、そしてまた、私どもの下に牛豚等疾病小委員会、そしてまた、その下に学者等による口蹄疫疫学調査チームというのを設置をいたしまして、早速、今委員御指摘の、原因は何なのか、感染源はどこなのかということについて調査を今しておるところでございます。

これは平成十二年のときもそうだったんですが、追跡調査その他もやりましたが、結局残念ながら感染源も原因も分かりませんでした。だからといって今回も分からなくていいということではありませんので、そういう平成十二年のときの教訓も生かしながら、どこからこうした感染源があったのか、感染経路はどうなのかということについて何としてもそれを究明したいということで取組をさせていただきたいと思っています。

しかし、現時点で七例目が出たわけですが、極めて限られた地域のところに発生をいたしております。今、黒と出たところは少なくとも宮崎県内の限られた地域ということでありますから、一つは、ほかもないかということで白装束を着て調査に行くと、あそこももしかしたら口蹄疫が出たんじゃないかみたいなことで、別に病気が発生していないのにもかかわらず、いろいろとむしる事を大きくしてしまう可能性もあるものですから、それであれば、宮崎県全体を薬を全部まいて、そして何とかその中に封じ込めるという形でこれはもう既に指示をいたしまして、蔓延防止のためのいろんな施策を今講じさせていただいております。

これは全額国費負担ということで消石灰等の消毒薬を散布をさせていただいているところでございますし、それから、周辺農場における異常の有無の確認、発生農場における殺処分等の防疫措置の徹底ということもやっておりますし、それからまた、山田委員を始めいろんな先生方から御心配の意見もございまして、これは同じ地域に出るといいことはいいことなんです、広がっていないという意味で。反対に言うと、これが出た、そしてまたちょっとたつてそれが出たというと、全部二か月の制限がどんどんどんどん先延びしていくということで、最初に出たところもそれ以降出ていなくても、すぐ近所でそれが出たら極端な場合は六か月も十か月もそのまま一切の移動、搬出ができないということになるわけで、経営の問題も出てくるものですから、ちょっと全部しゃべると時間掛かるので、融資の問題を始め、あるいは例の生産者拠出金、新マル緊のこれを免除するとか、考えられる施策のすべてをもう決めて具体的に動かしているというのが今の状況でございます。

○山田俊男君

大臣、十年前に発生しておりますので、その間の経験があります。ですから、

その経験に基づきまして徹底した対策を取ってもらいたいということなんです。

ただ、一番大事なことはともかく蔓延をどう防止するかということでもありますし、さらにまた、発生した農家は牛を殺処分するわけでありまして、また、大規模な、何百頭も殺処分するということになりますと、その埋却というんですか、どこに埋めるかということも含めて大変な心配です。当然経営に物すごい大きな影響を与えるわけですから、大臣、ともかくその心配を考えた場合、思い切った対策を打つこと、それから、そのために必要な財源も含めまして、思い切った財源措置も含めて心配ないぞということをおっしゃっていただくことが大変大事だというふうに思います。

どうぞ、もう一度大臣の決意をお聞かせください。

○国務大臣（赤松広隆君）

既に法によって決められている、例えば殺処分であれば五分の四を補てんをするだとかお支払いするだとかいうことに加えて、先ほど言いました融資についても二十億だったものを百億のところまで広げるとか、あるいは、先ほど言ったように生産者の負担金を免除するとか、またそのほかにもいろんな施策、考えられる施策すべてやり切っておりますので、そしてまた政策銀行にもお願いをしまして、これらのいろんな相談にもしっかり乗ってくれということもお願いをしましてやらせていただいております。

平成十二年のときは百三十億ぐらいの予算を一応確保して、ただ、実際に使われたのは三十数億円しか使われませんでしたけれども、今回は、今のこの時点でこれでもう終息するのか、あるいはこれ以上広がるのか、これによって額も違ってきますので、今どれぐらいありますみたいな総枠予算を言うわけにはいきませんが、しかし、どんな形になれ、どういう場合であれ、とにかくしっかりと御心配のない形で対応、対策は予算も含めて取らせていただくということだけ私の口からこういう公の場で明言をさせておいていただきたいと思っております。

○山田俊男君

これはもう世界的な常識なんです、この口蹄疫は人間には感染しないということですので、是非、余り大騒ぎして、そして風評被害を起こすみたいなことはそれは避けなきゃいかぬと。これ大事なことでありますので、大臣がおっしゃることもよく分かりますが、どうぞ現地の不安を取り除く、農家の不安を取り除く、そのことについて全力を挙げさせていただきたいというふうに思います。

それでは、それをお願いして、続きまして、大塚副大臣にお聞きしますが、

大塚副大臣は今、副大臣のお仕事とすれば一番忙しい分野で、八面六臂の大活躍かというふうに思いまして、ついこの前までは郵政改革の素案を作っておられたんじゃないかというふうに思うんですが、今回、規制・制度改革の分科会座長としても、これも何と六月までにまとめるぞというふうな動きでありまして、逆に私は大変心配しているところもあるわけでありまして。

一体、副大臣、この規制・制度改革の理念は何なんですか。簡潔に教えてください。

○副大臣（大塚耕平君）

御質問ありがとうございます。

規制改革につきましては、私、一月から新たな担当になりまして、今先生御質問のような作業に取りかかっております。

この規制改革の取組の理念は、やはり日本の経済、社会が様々な閉塞感を感じている中で、それらの原因となっている規制や制度については見直していきたいと、そういう思いで取り組まさせていただいております。

○山田俊男君

ところで、お手元に資料を提出させていただきましたが、このメンバー、一ページ目ですね、黄色で色付けしてあるのは前政権の、それも前規制改革会議のメンバーなんですね。あとは、白いのは新しくお選びになったメンバーであります。

一体、草刈議長、前政権のときの規制改革会議の議長であります草刈さんもお入りになって、前政権のメンバーがこれだけ参加されていると。政権替わったですよ。替わった理念があるはずだと思うんですが、これはいいんですか。この問題意識は一緒ですか。

○副大臣（大塚耕平君）

規制改革、制度改革の理念については先ほど申し上げたとおりでございますが、この規制や制度の見直しに当たっては、前政権でお取り組みいただいたその成果も生かすべきところは生かしていきたいということで、私どもの検討作業は始まっております。

委員御承知のことと思いますが、前政権でおつくりいただいた規制改革会議が十二月四日にこの会議としての最後の御提言をおまとめになりまして、その中には、あらゆる分野について、前規制改革会議の下での問題意識の様々な課題を網羅していただきました。その成果というのもやはり大切にさせていただきながら、新たに鳩山政権で始めましたハトミミ、国民の声というところでた

くさんの国民の皆さんからの御意見も集まっております。また、仙谷大臣の下で前菅大臣とともにまとめられました新成長戦略関連の様々なテーマもあり、これらを総合して今検討作業を進めておりますので、その中で、先生方、前政権の下でいろいろと御検討いただいた何人かの委員の方にもお入りをいただくということで、このメンバーの人選に至りました。

ただ、一点補足をさせていただきますと、この黄色い網掛けをしていただいた方々のうち、前会議の親会合のメンバーはこの安念委員、翁委員、草刈委員、八田委員、松井委員のこの五人でございます。その他の皆さんは前政権下での規制改革会議の親会合の下に置かれました様々な分科会、ワーキング等の委員の方々というふうに承知をしております。

○山田俊男君

おっしゃるとおり、昨年十二月四日に前政権の規制改革会議の取りまとめと申しますか、それが一定の整理がなされたということは承知しています。

資料の次のページであります。そこに、旧規制改革会議で今後の改革課題として整理された部分、さらにはその中で重要取組課題とされた部分、さらに、現政権におけるこの分科会におきまして検討テーマとして出された部分、ということかと思うんですね。

ところで、これも黄色く色を付けてあります米の需給調整システムの見直し、これについては引き継いでおられないんですが、これはどうしてですか。

○副大臣（大塚耕平君）

このテーマについては、委員の皆さんの御議論も踏まえて、今、六月までにすべてについて結論を出すということではなく、現実的に何が検討し得るのかということから選定をさせていただいている次第でございます。したがって、この米の需給調整システムについては、委員の皆さんの御判断の下で選から漏れたというふうに理解をしております。

○山田俊男君

この中身、見てもらおうと分かりますが、米戸別所得補償モデル事業についてという内容であります。これは、現政権がそれこそ全精力を懸けてマニフェストを実現するというところでテーマにされたことですね。それについて規制改革会議は異論を唱えていたわけでありまして。だから、御自分の都合の悪い部分はこれテーマから外したということじゃないんですか。

○副大臣（大塚耕平君）

そういう理解ではございません。

○山田俊男君

赤松大臣、テーマについて相談がありましたか。

○国務大臣（赤松広隆君）

一切ありません。ただ、これはもうこの政権のいわゆるマニフェストの中の看板政策ですから、それを云々ということはそれはあり得ない、外して当然だと、やって当たり前のことですから、そういう認識で課題の一つにはならなかったんだろうと。正しい判断だと思っております。

○山田俊男君

私は、皆さんも、この一ページの委員のメンバーのお顔は思い浮かべられるかどうかは別にしまして、このメンバーを見てみますと、どうも、全員とは言いませんが、構造改革を進める、市場原理を更に進めるといふメンバーだと受け取らざるを得ないメンバーが多くおいでになるわけでありまして。そして、新しく追加されたメンバー、これは農業のワーキンググループに選ばれたメンバーも、どちらかという、全部とは言いませんよ、しかし、そういう嫌いがあるわけでありまして。

国民生活第一、そういう形で現政権は誕生をして訴えられたわけでしょう。その一方で、果たして本当に国民生活第一という観点で議論を進めるメンバーがこういう形で選ばれているんですかということ伺いたいんですが、大塚副大臣。

○副大臣（大塚耕平君）

御懸念、御指摘をいただいている点は真摯に受け止めさせていただきたいと思いますが、私もこれまで、この農業のみならず医療と環境と三つのワーキングがあるんですけれども、既に九回行われておりますけれども、フルタイムではありませんが、基本的にほとんど顔を出して議論に参加をさせていただいております。

農業については、各委員の問題意識は、日本の農業を強くしたい、そして安心、安全な食品を国民の皆様にお届けしたい、そして自給率を高めたいと、この主に三つの視点から議論が行われておりますので、必ずしも御懸念のようなことではないというふうに理解をしております。

○山田俊男君

赤松大臣、メンバーの選び方について御相談を受けられましたか。どうですか。

○国務大臣（赤松広隆君）

メンバーの人選については相談をしてもらっていません。しかし、私の方から仙谷行政刷新大臣には、新政権ができたんだから、旧来の間違っただけの規制改革を唱えてきたメンバーを選ぶのはいかになものかと、メンバーは刷新した方がいいぞと、テーマについても新たに考えるべきだということは個人的には申し上げました。大塚副大臣にも、農業の実態が分からないやつが農業のことを本当にしゃべれるのかと、実態を分かった人を入れた方がいいよということはこれも個人的には、親しい関係なものですから、申し上げました。

○山田俊男君

農業のワーキンググループの一ページのメンバーの中に、これは下から二番目、山下さんという、農水省の部長さんをやっておられて、今は仕事を変わっておられますけれど、そのメンバーが加わられております。この山下さんは、もう民主党の戸別所得補償制度を批判してやまない人であります。

大臣、今おっしゃったように、まさにこの戸別所得補償は現政権の政策の核になる目玉であると。その目玉を批判してやまない人がこのメンバーになっておられるんですよ。これでどうして農業のワーキンググループをおやりになるんですか。一体どこへ持っていきこうとされることになるのか大変心配です。

○副大臣（大塚耕平君）

先ほど大臣からも御答弁させていただきましたが、規制改革会議分科会といたしましては、農水省に必要な御相談はさせていただきつつも、独立した今この作業チームとして動いております。

今先生御指摘のような事実関係は私は存じ上げませんが、少なくともこの山下委員におかれても、私も既に何度かお話をさせていただいておりますが、先生が今おっしゃったような議論をしておられるわけでもございませんし、また、それぞれどんな委員の方でもいろんな意見をお持ちなわけでもございますので、私どもの現在の政権としては、批判も含めて幅広く御意見、御指摘には耳を傾けつつ、先ほど申し上げましたように、農業については、農業を強くする、自給率を高める、安心、安全な農産物を供給したいと、この思いで議論をさせていただいておりますので、是非御専門であられる委員におかれましても御指導を賜りたいものというふうに思っております。

○山田俊男君

確かに、大塚副大臣は第一回目の分科会の議論の中でも、今おっしゃったように、農業の自給率を高めていくと、そのために必要な農業政策を展開するに当たって何が大事かという議論で議論を進めたいというふうにおっしゃっているのは私も十分承知しています、議事録で承知しています。さらにまた、委員の中にもそういう観点で丁寧な議論を進めようというふうにおっしゃっておられる委員の皆さんもおいでになります。

しかし、その一方で、極めて乱暴に思い付きで提案をして、そして誤解、曲解に基づく批判を展開される人もおいでになるわけでありまして、まさに今申し上げた方がそれに近いのかもしれないというふうに思うんです。

だって、一人一人の発言をとらえて云々するのはどうかというふうに思いますが、委員のこの一人、まさにこの方は、この場で項目を議論に挙げて脅威を与えた方がいいと、別に結論を出す必要はない、世の中にそれに反対する勢力の人もいるでしょうが、そういう人たちに対するメッセージとして極めて有益だと、こんな議論をされている。こんな品の悪い議論しているメンバーでこの分科会進めて一体どうするんですか。もう一度お聞きします。

○副大臣（大塚耕平君）

その御発言をされたときに、私が記憶がないということは御発言をされたときに私は同席をしていなかったんだというふうに思いますが、公的な政府の会議でございますので、誤解を受けるような発言は厳に慎まれるように各委員の皆さんには私からも改めて徹底をさせていただきたいと思えます。

○山田俊男君

改めて言いますが、全部の委員というふうに言っているわけじゃないんですよ。先ほども言いましたように、副大臣も真摯に取り組んでおられる様子はいかがえます。そして、今、この発言があったときは、まさに副大臣が中座された後での議論だということが議事録でもうかがえました。

ただ、この方が、テーマを挙げなきゃいかぬじゃないですか。副大臣、そうされましたね。新しくこの分科会で、ないしはワーキンググループでどういう議論をしていくかということのテーマを挙げられましたね。そのテーマは次の三ページにありますので御覧いただきたいというふうに思いますが、この三ページに農業支援機関に関連して幾つか挙がっておりますけれども、まさに思い付きと誤解でテーマを挙げられているというしか見れない構図になっているわけですが、こんな一人の人の思い付きと、それと誤解でテーマを挙げて、そしてそれを掲げておけばいいんだと、項目に、それに脅威を感ずるだろうと

いう形でのこの会議というのは一体何ですかね。大変心配です。

○副大臣（大塚耕平君）

先ほども申し上げましたように、当初このテーマは、前政権でおつくりになられました規制改革会議がおまとめになった項目、それからハトミミ、国民の声で集められた国民の皆さんからの御指摘、さらに十二月の新成長戦略会議で集まった項目の中から選定をするということでスタートいたしました。そして、委員の皆さんがお集まりになった中で、自分たちの意見も項目として挙げさしてもらいたいけれどもどうかという御提案があって、項目としてはまずお伺いをしましょうということで事務方が委員の皆さんから項目をお伺いして、委員の皆さんのそれぞれの御意見として整理をしているという作業をやっていることは私も理解をしております。

ただ、たまたま先週ちょうど各ワーキングの第三回が行われましたので、私自身も出席してすべて徹底をさせていただいたんですが、これらの個別の項目について、何か必ず結論を出すということがこの分科会の役割でもなければ、この分科会自身に何か法的な権限があるわけではありませんので、論点整理にとどまるものもあれば、あるいは各担当の省庁の皆さんと合意ができて実際に改革の方向で見直しができることに至るものもあるでしょうけれども、必ずしも、すべての項目あるいは委員の皆さんが個別に提示をさせていただいた項目について、六月までに何かをするというわけではないというふうに徹底をさせていただいたところでございます。

○山田俊男君

副大臣、その副大臣の御意見も私はよく分かるんですね。全部を結論出さなくて、そういう面ではまだ課題として残す部分もあるというふうにおっしゃるのは、私もそれでそうならざるを得ないものもたくさんあるというふうに思います。

ところが、先ほど議事録でありましたように、だって、掲げておけばいいんだと、掲げることがメッセージになって、それに反対する人に対する脅威になると、こういう形でそれじゃテーマを引き続きずっと掲げていくというような議論の仕方ないしは会議の運営の仕方になっているんじゃないかという心配なんです。

また、この委員のメンバーの中に、それこそ大変実力のある方でありまして、学者でもありますし、そしてこれは名前を言えばもうすべて多くの人がおお、そうだと分かるほどなかなか有名な方ではありますが、我が国の農業について、もっと構造改革を進め、百ヘクタールの経営体を一万戸つくるべきとする提案

をまとめておられる論者もおいでになるんですね。

赤松大臣、全国に今残さなければいけない農地の数、およそ四百六十万ヘクタールありますね。そのうちの三分の一の百五十万ヘクタールについては、百ヘクタールの規模、一万戸で経営体をつくり上げるんだと、その構造改革をこそすべきだという、これは国際フォーラムというところがありますが、その取りまとめの役をおやりになった人のこのまとめの一つであります。

そして、その中では、農業は政府の関与のために市場がゆがめられた、FTA交渉でも農産物を対象外にするべきでなく、構造改革が遅れている米の生産にメスを入れるべきだと、こういう提言を、提案をまとめられたメンバーが中に入っているじゃないですか。とすると、赤松大臣、現政権の農業政策を担っておられる現政権の大臣、一体こういう人がワーキンググループのメンバーに入っているこのまとめはどこへ向かっていくんですかね。

私は、聞きたいのは、常に分からないんですが、すべての販売農家を対象にして、そして意欲のある農業者を育てていくんだ、地域の生産力が高まることによって自給率の向上につなげていくんだという政策理念なんでしょう。そこがまるっきり反対の提言をされる人が委員の中に入れてやれば、だれだってみんな誤解しますよ、この分科会はどこに行くんだ、こういうことです。

○国務大臣（赤松広隆君）

自民党所属である山田委員がそういう御指摘をされるということで、私の基本的な考え方とも相通ずるところが多いものですから、感銘を受けながら今御発言を聞きましたけれども。

私は、先ほども申し上げましたように、このワーキンググループをつくって、そして新たな規制改革に向けてこの政権は取り組むということは基本的にはいいことだと思っております。ですけれども、また、先ほど大塚副大臣が申し上げましたように必ずしも我々と意見の一致しない人も含めて幅広い意見を聞く、これは御用審議会みたいにしたためにはそういうことも必要でしょう。しかし、少なくとも、我々が前回の選挙で決定的に対決をした、例えば、小泉構造改革のまさにこうした規制改革の中心となってやってきた議長がそのまま引き続いてというのはおかしいだろうということは仙谷担当大臣には強く申し上げました。

しかし、残念ながら、草刈さんに対する認識は私と担当大臣とはちょっと違って、そのまま草刈さんを始め一部の方は残られたわけでありましてけれども、私どもは言うべきことはきちっと省として言っていく、大臣として言わせていただく。

一つ希望があるとすれば、大塚副大臣がその取りまとめ役の責任者ですか

ら、彼は比較的きちっとその辺のところを分かっておる副大臣でございますので、それに期待しながら、最後はやるべきことはきちっとやり抜く、そして、まとめるべき方向できちっとまとめてもらえるというふうに思っておりますので、あと一部、現実には農業をやっている方も新たに大塚副大臣の判断で入れていただいたようでございますので、本当はもっと何人も入れてくれればよかったんですが、数はともかくとしても、そういう人たちも新たなメンバーとして入っておりますので、大いにいい議論をして、いい結論を導いていただきたい、このように思っております。

○山田俊男君

今、赤松大臣からかなり率直な御意見をお聞きしました。まさにそうでなくちゃいかぬということで、私も赤松大臣のところへぐっと引きずり込まれそうな気がします、まさにそういうふうに思いますが。

ところで、前政権の、今話題になりました規制改革会議の議長さんが今回も委員におなりになったわけですね。そして、何とその方は分科会会長代理という役もお受けになっておられるわけであります。

テーマの中で、御自分の会社にかかわる規制問題、すなわち外航海運に関する独占禁止法の適用除外制度の見直しがテーマになっているやに私も見ておりますが、このことはちょっと考えてみますと、前政権の規制改革・民間開放推進会議の議長さんだった宮内議長に、自分の会社にかかわる、ないしは業務にかかわるテーマがそこで議論になったことがあって、そのことについてどうだったですか、現政権の皆さんが野党だったときのこのことに対する追及は。予算委員会でもそうでした、各委員会でもそうでした。さんざん皆さん、それはおかしいじゃないかということで徹底して批判されたじゃないですか。今、逆のことをおやりになろうとしているんですよ。

大塚副大臣、お聞きします。

○副大臣（大塚耕平君）

まず、そのことに直接お答えする前に一つだけ補足をさせていただきたいんですが、先ほど赤松大臣もおっしゃってくださいましたけれども、先生方が前政権で運営をされました規制改革会議と私どもの分科会の根本的な違いは、この取りまとめを政務三役自身がやれということで、政務三役自身がこの委員の中に入っておりますので、赤松大臣からの御指導もいただきながら、しっかりと私どもが結論を出していくということになりますので、是非その点は御安心をいただきたいというふうに思います。

その上で、今御指摘の問題はむしろ逆でございます、何が逆かと申します

と、私、公正取引委員会の担当も今させていただいております。公正取引委員会の所管である独占禁止法の中には、十五の法律で二十一の制度の独禁法の適用除外というものが盛り込まれております。そこで、公正取引委員会委員長ほか、事務局とも話を十分にいたしまして、この適用除外制度の中で一度議論が必要な項目は何であるかということ洗い出したところ、その中に今御指摘の外航海運のカルテルの問題が入ってまいりました。

そして、外航海運は今御指摘のとおり、草刈委員の元々の職場にかかわることですので、むしろ私の方は、事務局の方が、草刈委員がおられるのでこの項目は入れない方がいいのではないかというふうに霞が関的配慮をしたわけではありますが、逆でありまして、私は、仮に草刈委員がおられても、このことは公正取引委員会として議論をすべきテーマだということで指摘をしてくれたのであるから、ちゃんとテーブルにのせて議論をしようということで、私の方から指示をして入れさせた項目でございます。

○山田俊男君

今、事務局のお話が大塚副大臣から出ましたのでお聞きしますけれども、このメンバーの選び方は、政務三役がかかわったのか、それとも官僚の皆さんが選んだのか、どちらですか、お聞きします。

○副大臣（大塚耕平君）

それは、この委員の皆さんでございますか。

○山田俊男君

そうです。

○副大臣（大塚耕平君）

この委員の皆さんは、官僚の皆さんが、母集団として有識者としてこういう方々がいらっしゃるという相当幅広いリストを作っていただきました。その上で、関係の大臣、副大臣、政務官の皆さんからも時々アドバイスをいただきながら絞り込み、あるいは追加などをさせていただきながら、最終的には枝野大臣と相談をし、私、それから政務官の田村謙治衆議院議員と議論をして決めさせていただいた次第でございます。

○山田俊男君

これも大塚副大臣にお聞きしますが、この規制改革を担当する内閣府の官僚の皆さんは、前政権と現政権で入れ替わったんですかね。それとも同じメンバ

一なんですかね。事務局のメンバーは何人おいでになって何人替わったのか、何人が同じなんですか。

○副大臣（大塚耕平君）

三十五人おりました、そのうち九人が新政権発足後に人事異動等で入れ替わりました。民間からの出向者の方が多いでございますので、それぞれ派遣の期間が終わりますと順次入れ替わっていくものと思っております。

○山田俊男君

これでは現政権が進める政治主導ね、今おっしゃいました、まさに政務三役が加わって、そして政務三役がしっかり判断していくよというふうにおっしゃっていただいたわけでありますけれども、しかし事務局がこういう調子で、三十五人いて九人は人事異動ですが、あと何人残っているんですか。二十六人残っているわけですね。

で、何をおやりになってきたかといったら、前政権の規制緩和をおやりになってきたわけです。規制緩和の推進をおやりになった。政治主導とは名ばかりで、官僚主導の規制、それから制度改革になっているんじゃないですか。これはどうなんですか。

○副大臣（大塚耕平君）

御懸念には至りませんので、是非御安心をいただきたいと思うんですが、もしお耳障りであればおわびを申し上げますけれども、規制改革会議、前政権の下で運営をされていたこの会議が、余りにも政務の皆さんの関与がなかったために、言わば事務局としてはたなざらしにされたというような印象をお持ちの事務局の方もいらっしやいました。私、全職員からヒアリングをさせていただきました。しかし、やはり民間から出向していただいて作業をしていただくに当たって、言わば政治や行政がしっかりそこをハンドリングさせていただき、面倒も見るといふ汗もかかせていただかないと、これは失礼なことにもなるという思いから、しっかりと今私ども自身に関与をして作業をさせていただいております。

そして、繰り返しになりますけれども、私どもは、この規制制度改革というのは、例えば農業であれば先ほど申し上げたような視点から取り組んでおりますし、また、あえて規制緩和と申し上げずに規制改革と申し上げておりますのは、必ずしも改革というのは緩和を意味しているわけではなくて、必要であれば規制をすることによって国民の皆さんの安心、安全を守っていくという、そういう考えから規制改革というふうに申し上げております。

したがって、委員の皆さん、それから、あるいは事務局の皆さんお一人お一人がどういう考え方であるか、その内面までは私は分かりませんが、しっかりと先生の御懸念のようなことにならないようにハンドリングをいたします。

なお、委員の皆さんは今年の七月までの取りあえずの任期でございますので、六月までのいったんの作業の結論、成果を十分に踏まえまして、また夏以降は新たな体制で臨ませていただくことを想定しております。

○山田俊男君

私は、大塚副大臣は金融の専門家でありまして、「ジャパン・ミッシング」という著作も私は丁寧に読ませていただきました。どの程度理解できているかどうかというのはあるんですが、しかし、さすがきちっと整理されているというふうに見たわけでありまして。

ところで、大塚副大臣はお分かりなんでしょうが、極端な農協嫌いで、そして金融については専門外、そういう立場で例えば信用事業と共済事業の分離・分割をテーマにすべきだと、先ほど言いましたように、これはだれかが脅威を持つだろうから項目として掲げておきやいいんだと。一体、そういう脅迫的なこの会の運営ということになったときに、それは大塚副大臣が、地域金融機関をどういうふうにより健全にしていくか、それぞれの組織が抱えた実態を踏まえつつ発展させていくか、そのことについて道を誤るんじゃないかという気がするんですよ。いかがですか。

○副大臣（大塚耕平君）

まず、繰り返し改めてこの席でお約束をさせていただきますが、先生御指摘のような発言があったとすれば、私自身もう一度よく確認をして、これは国民の皆さんに公開をされる内容でございますので、誤解を受ける、あるいは懸念を呼ぶようなことのないようにしっかりと周知徹底をし、運営をさせていただきますことはお約束を申し上げます。

その上で、今御下問の点については、先生、農協問題一番お詳しいわけでございますが、農協自身が物販と金融と両方できるというのは、これは法律で担保をされて、そして今、先ほど外航海運のところでも申し上げました独禁法の適用除外の中で明記をされている制度でございます。このことが日本の農業をこれまで守ってきていると同時に、半世紀続いている制度でございますので、これをやはりどういう今状況になっているのかを議論してみたいという、そういうお気持ちの御発言だったのではないかというふうには思います。

いずれにいたしましても、繰り返しになりますが、この組織自身に法的権能

があるわけではございません。分科会で御議論いただいた内容を踏まえて、分科会長は私でございますが、この分科会は行政刷新会議の下に置かれておりますので、行政刷新会議の副議長である枝野大臣、そして議長である鳩山総理、そして関連分野については農業であれば赤松大臣としっかりと相談をさせていただきながら進めさせていただきますので、御指摘、十分に踏まえて進めさせていただきたいと思っております。

○山田俊男君

率直におっしゃっていただいておりますので、多くは了解するところでありますが。

テーマで、もう一つこれは赤松大臣にお聞きしたいんですが、独禁法の適用除外の問題。これは単に農協だけじゃなくて、生協も含めて、それから中小企業協同組合にかかわります信用金庫も信用組合も、協同組合として設立してきた組織にみんなかかわっている大事なルールであります。そして、この点については平成十四年のときに大分議論がありまして、そして、これも相当議論して、農林水産省、前政権の農林水産省かもしれませんが、そこで議論した上で、この点については農協の活動に関する独占禁止法上の指針というのを平成十九年に公表して、それに沿ってかなりきつい、厳しい指導も推進も行っているという経緯があるんです。言うなれば、協同組合の小規模農業者、さらに、これは生協であれば小規模な生活者が協同して事に当たることについては独禁法の適用除外という規定にしているわけであります。

ただ、しっかりしなきゃいかぬのは、不公正な取引があったような場合は当然これは徹底して排除するということが当然なんです。ただ、組織の運営の基礎にそれを置いているわけであります。この点については前規制改革会議、それからさらに政策の推進の中でもう問題が相当決着している話なのに、わざわざ改めてここへ出しているということの意味は何かあるんでしょうか。協同組合に対するこれは物すごい攻撃じゃないですか。

○国務大臣（赤松広隆君）

このテーマの設定は私は相談にあずかっておりませんので、なぜここに入ったのか分かりません。

仮に、これはもうテーマとしては決まっているわけですから、あとは独占的地位の利用その他がない、あるいは公正、公平な形で協同組合員の支持を得てきちっと運営されている、あるいはされてない、そういうことを議論されればいいのか。また、当然それについて当事者、当該の組織である農協等の御意見も当然お聞きになるんでしょうから、そういうことはきちっと大塚副

大臣の下でされれば良いというふうに思っております。

ただ、先ほどのこと、ちょっと一つだけ付け加えて言わせていただきますと、事務局についても、これは山田委員の方を向いて実際は大塚副大臣の方に言っているんですけど、考えた方がいいと。

例えば日本郵船からも社員が来ていますけれども、日本郵船から来てそのまま公務員に出向したままなる、これならまだいいんですけども、何年後かにまた日本郵船に戻っていく人が会社の利益に反することができるわけがない。これは日本郵船に限らず、トヨタを始めいろんな企業の方も優秀な社員の方がいわゆるこの事務局に入っておられるわけですけども、そのことは決して否定するものではないし、大変能力のある方ばかりだと聞いておりますが、ただ、何年後かに戻る人たちに本当に公平、公正な形で国民のために、自分の後ろに付いている企業の不利になることも含めてきちっとやり切れるかといったらやり切れるわけがないということですから、事務局体制についても、やっぱりこの際、新政権になったんですから、きちっと、ちょうど任期も、まあいろいろあるんでしょうし、そういうことを含めて改革をされた方がいいというのが私の考えでございます。

○山田俊男君

この点についての赤松大臣の見識には高く評価したいというふうに思います。ところで、大塚副大臣、国連は二〇一二年に国連国際協同組合年というのを設定しているんです。具体的に世界でみんな動きが広まっております。世界の八十五か国で協同組合が組織されているんです。その組合員は八億人ですよ。これは消費協同組合も、農業者、生産者の協同組合も皆同じです。まさに今、世界の協同組合運動のベースにあるのは独禁法の適用についての除外なんです。これは大塚副大臣、専門家ですから一番よく御存じだというふうに思います。

これ、世界の協同組合運動の潮流に逆行する、例えば二〇一二年に世界的な協同組合の会議がなされました、そのときに、いや実は日本は独禁法の適用除外の見直しについて政府が主張していて、ましてや掲げられたままになっていきますよというふうなことがこの国際会議で話題になったら日本は笑い物でしょうね、世界の協同組合の仲間から。だって、EUもアメリカもみんな適用除外にしているじゃないですか。もちろん、不公正な取引については厳重に取り締まるんですよ。それは当たり前のことであります。だから、この日本の見識を疑われるようなことはもう即やめたらいいと思うんです。

是非その点、指導してください。それでもこの問題おやりになりますか、もう一回お聞きします。

○副大臣（大塚耕平君）

まず、なかなか私も赤松大臣とお話する時間が大臣お忙しくてない中で、今大臣から直接指示をこの席でいただきましたので、しっかりと取り組まさせていたいただきたいと思っております。

このテーマについては、先ほど申し上げましたように、委員の皆さんの真摯な議論に基づいて取捨選択もしていただいておりますので、余り私どもの方からこれは絶対にやめてくださいとか、これは取り上げてくださいということなるべく言わないようにはしたいなというふうには思っております。したがって、今御指摘の点についても、先生が今御披露いただきました国際的な動きも踏まえて、平仄の取れた形にはしてまいりたいと思っております。

ただ、今先生が最後におっしゃっていただいたことは、いろんな意味で私も、私自身琴線に触れた御発言だったと思うんですが、といたしますのは、諸外国は、特に先進国は、日本にいろんな要求をしてくる割に、じゃその要求どおりにそれぞれの国内でやっているかというやっていないことがいっぱいあります。これは金融の分野でも多々ございます。自己資本比率規制一つ取ってもそうでございます。

したがって、そうした日本に都合の悪いところだけ諸外国の要求に押されることのないように、しっかりとかじ取りをしてみたいというふうに思っております。

○山田俊男君

大塚副大臣の真摯な姿勢はそれなりに分かるものですから、余りそれ以上言いたくないんですが、大塚副大臣は郵政改革素案始め大変な御苦勞をされたというふうに見ております。必ずしも、私、全部がいいなんて言っているわけじゃないんですよ。

郵政改革で郵便のユニバーサルサービスをきちっとさせると、そのために郵貯も簡保もそれなりに分けながらも、しかし国が関与する形で、出資する形でそれを実現したいということでおまとめになったわけですね。どうもいいところ取りじゃないかという印象はするわけですが。

ところで、しかし、今度のテーマの中にも、先ほど来も私も申し上げましたが、信用事業、共済事業の分離分割みたいな話をしたときに、だって、信用事業と共済事業も含めた総合事業をやることによって、地域の中において有力な農業機関であるJAが、農業協同組合が営農指導の取組も含めて総合的な事業展開が可能だということで維持できているわけじゃないですか。郵政でやろうとしている流れと、それと、ここの議論をしようというテーマと、どうもあっちこっち向いて走っていますよみたいなことはあり得ないと思うんです。その

点は、ですから是非丁寧な丁寧な議論をきちっと進めてもらいたいし、それから多くの関係者から意見を聞くということも含めて進めてもらいたいというふうに思うんです。

そう考えたときに、若干ちょっと心配なのは、大塚副大臣は、この会議の中で事業仕分の規制改革版をやるともちょっとおっしゃっていたように見たんですが、これ、事業仕分の改革版やって、単なるパフォーマンスだったり公開裁判だったり出来レースだったり弱い者いじめだったりすることのないように、真摯な議論を着実に進めるということを丁寧にやっていただきたいと、こんなふうに思います。もう一度お聞きします。

○副大臣（大塚耕平君）

まずは、この分科会の動きをきめ細かくフォローしていただいていることには本当に感謝を申し上げたいというふうに思います。

今御指摘のあった規制仕分についても、私もできるだけ分科会の中では正確に申し上げておるつもりでございますが、この分科会の中でしっかり議論をするのが大原則であって、しかし分科会の中でなかなか、その六月までに結論を出したい、しかし分科会では意見がまとまらない、しかし何らかの結論を出すべきだというふうに合意の至るテーマがあれば、場合によってはそういうもう少し開かれたところでの議論も必要かもしれないとは思いつつ、やらないで済むならその方がいいという、そういう発言をずっとさせていただいておりますので、まず仮に、仮にそういう機会を持つことになったとしても、先生が今御指摘いただいたような内容になることのないようにしっかり管理監督をさせていただきたいというふうに思っております。

○山田俊男君

分かりました。どうぞ今の趣旨で丁寧な議論を是非行っていただきたい、こんなふうをお願いします。

続いて、チリ地震の津波被害等の対策について、両副大臣お見えいただいておりますので、お聞きしたいんです。

激甚災害の指定がなされましたですね。今回の被害額の算定で一定の配慮がなされたというふうに私見ておりますが、この配慮で一体どれだけの被害を救済することになったんですか。

○副大臣（大島敦君）

お答えをさせていただきます。

チリ中部沿岸を震源とする地震による津波では、岩手県、宮城県等の海面養

殖施設に大きな被害が発生いたしました。政府においては、四月二十日に津波による被害について激甚災害に指定する政令を閣議決定したところでございます。あわせて、養殖施設の高度化等により施設の被害割合だけでは被害の甚大さを測ることが困難となっていることから、被災者の救済という観点を重視し、養殖施設の災害復旧事業の補助対象地域として被害額二千万円を超えるものを追加するよう、激甚災害法施行令を改正いたしました。

このことにより補助の対象が先生御指摘のとおり大きく拡大をいたしまして、大きな被害を受けた被災者の方々に対して必要な支援が講じられるものと考えております。これは、二月の二十八日に津波が日本に到達してから、農水委員会あるいは災害特別委員会で各委員の皆様から中井大臣に被害状況についての御指摘がありまして、それを受けて政府として検討した結果でございます。

○山田俊男君

私の資料の最後のページ、五ページにこの被害の状況の写真だけ、現地へ行きましたので、これを持ってきているところではありますが、こんな形になっているわけです。

それで、赤松大臣、養殖用のいかだについて、この被害がどの程度あるかというふうに見るのを現有率とかっていうそうなんです。それが、どうも現地で聞きますと、三年たつと現有率はもうゼロになって、だから激甚災が指定されて、そのための対策を打つにしても、これ三年たったものはもうほとんど資産価値がないという評価になってしまうという言い方で、大変皆さん心配されていたんです。

これ、資産価値がないと言われた途端に、これ本当は三年から五年、長くて八年ぐらい使えるというんですよ。ところが、三年目に津波になってこんなことになっちゃって使えなくなりましたといたら、この評価、見てもらえないということを物すごく心配されていたわけでありまして。

この点について一体どんな対策が講じられているんですか。

○国務大臣（赤松広隆君）

御指摘のとおりでございます。先ほど副大臣からもお話ありましたが、まず全体の比率を七〇%弱から九〇%以上にしたというのは実はこの問題もあるわけでございます。残存の価値をどれほどで見るかというふうによつていくと、非常に少なくしか見れないということになるものですから、例の二千万円の話も含めて、なるべくこうした養殖業者の皆さん方を救いたいと。特に被害が集中しておる宮城県とか岩手県とか、旧来の基準では外れるところばかりになっちゃうんですね。それではもう再びこうした養殖を始めとする漁業に取り組み

ないと。これを何とか救いたいということで、中井大臣の御指摘もあり、私も是非そういうことでお願いしたいということで今回のこういう取扱いにさせていただいたということでございます。

○大臣政務官（舟山康江君）

今大臣のお答えに少し補足させていただきたいと思っておりますけれども、委員御指摘のとおり、やはり非常に現状の耐用年数と算定上の耐用年数が大分乖離があると。実際に何年も使えるのに二年、三年だということで、なかなかこの残存価格を基準にした補償では対象にならないという御指摘がありまして、実はこれ平成十九年に見直しております。

現在、現地の状況などを聞きますと、大体おおむね耐用年数五年ぐらいということですので、今回、これ平成二十年に改正しているんですけれども、この水産養殖施設につきましては耐用年数五年ということで、それを基に残存価格を補償対象としているという状況であります。

過去の事例におきましても、そういった耐用年数を基に復旧事業を行うように調整しているところでありまして、やはりそこはある程度柔軟性を持ってしっかりと対応しなければいけないと、そんな状況であります。

○山田俊男君

口蹄疫の問題もそうですが、それからこの津波の被害もそうですけれども、全く生産者にとってはもうびっくりする話なんであって、是非行き届いた配慮ある対策を引き続き講じてほしいというふうに思うんです。

それと関連して、これ大島副大臣、お聞きしますが、この施設、これ見てもそうですが、これ浮かんでる部分だけなんです。実はもっと水中に沈んでいる部分がいっぱいあるんです。それを引き揚げるのに重機を入れて、そして引き揚げて、それを港まで運んで、それで実は処理せざるを、焼却せざるを得ないという問題を抱えています。当然それに処理費用が掛かるわけでありまして。この支払について、これは激甚災で対策になっているんですか。

○副大臣（大島敦君）

済みません、私の記憶ですと、それは激甚災の対象になってないかと思いません。

○山田俊男君

とすると、この費用はだれが払うかと。生産者に払えって言っても無理ですから、多分、県、市町村が払うんじゃないかと思うんです。県、市町村が払っ

た場合、それをあとどんな形でカバーしてもらえるかということが多分間違いないかあるというふうに思うんですが、これ、渡辺副大臣のところですかね、お願いします。

○副大臣（渡辺周君）

委員の資料にありますように、この気仙沼ではもう大変大きな被害を受けておりまして、水産物それから養殖施設で合わせて十四億円の被害を受けておりますけれども、まさに総務省としまして、今後、被災した地方公共団体の実情、要望を十分にお聞きをして、また財政運営に支障が生じることのないよう、今お話ありました県や市が独自の支援措置を講じておりますけれども、そうした財政運営に支障が生じることがないように適切に特別交付税の算定、これを努めてまいりたいと、そのような対処をしていく方針でございます。

○山田俊男君

激甚災の基準の見直しといい、それから、さらには災害共済にかかわる部分の現有率の見直しといい、それから特別地方交付税の扱いといい、ちゃんと手を打っているよということでもありますので、しっかり漁業者に不安のないように伝えていただきたいと、こんなふうをお願いするところであります。

ところで、大塚副大臣もおいでになりますので、もう一つお聞きしたいんです。

これは赤松大臣ともかかわるんですけども、要は、今度の規制・制度改革の議論の中で、農業のワーキンググループで相当程度、農地を農地として利用するというのをちゃんとやろうじゃないかと。そのために必要な対策、制度の見直しもやっていこうというふうに出ているわけで、私はその方向について実は賛成であります。

これは、民主党もインデックスの中に、農地を農地として利用する、そのために農用地区域とそれからさらに都市化区域と、その連動をしっかりと図りながら政策を進めていくというのを出されているんですけど、どうも余りそのことの議論が進んでないというふうに見ていましたら、そのことが規制改革のところで議論になってくるというふうにいいますから、それはそれで、前向きな真摯な議論ができるんならそれはそれで私はいいいというふうに思っているわけでもありますけれども、要は、この農地の問題の扱いは、日本農業の現状、それからさらに将来方向とも関連して、もう本当に基本となる大事なことなんです。そのことを抜きにして日本農業のありようを議論したって、ほとんど問題の解決策にならない。一番大事なものは私そこにあるというふうに見ております。

ところが、我が国の経済社会全体の運営なり、町づくりの動向なり、それか

ら道路の建設の動向なりというふうに見てみますと、だって町はどんどん、いまだにまだ農用地へ進出していますよ、侵略していますよということだし、道路縁は見るも無残にもう商店街や住宅で埋まってしまっているわけですね。一体この美しい我が国の景観はどこへ行ったのかというふうに嘆かざるを得ないような局面になっているわけじゃないですか。ここにやっぱり政治をするといえますか、やはり一定のルールをきちっと設けていくことの意味は大変大きいというふうに思っているんです。

どうぞ、赤松大臣それから大塚副大臣に聞きたいんですけど、この問題をどんなふうに解決していくのか。単に、赤松大臣に言わせると、おい、それは国交省の話かなというふうに言ってもらっちゃ問題の解決につながらないんですがね。どうぞ、この農地を農地として利用していくという部分についてのお考えをお聞きします。

○国務大臣（赤松広隆君）

昨年の農地法の改正も、ある意味でいえば優良農地をいかに国の責任できちっと確保していくかということだと思いますし、有効な土地利用という意味で、決して逃げるとかそういう話ではなくて、国交省と農水省がある意味で連携しながら、国土の保全のために、そしてまた将来の日本の農業のために優良農地として確保していくべきもの、そして、ここはまた住宅用地等として確保するもの、そういうものを厳格に、また緻密にきちっと整理をしながらやっぱりあるべき地域の姿というのをつくっていく必要があるんじゃないかと。委員の御指摘のとおりだと思いますので、そんな趣旨で頑張りたいと思います。

○山田俊男君

大塚副大臣、この規制・制度改革の分科会の重要なテーマにもなっているわけで、ですから、大塚副大臣としての考えをお聞きします。

○副大臣（大塚耕平君）

ありがとうございます。

農地についての分科会の先週の議論を聞いておりますと、ほぼ今委員が御披露いただいた問題意識と皆、方向性は共有をしていると思います。私自身も、農地を宅地とかあるいは新たな郊外として次々と転用をしていくということについてはいろんな意味で問題があると思っております。

第一には、まず農業を強くする、日本の休耕地、耕作放棄地をなくすという観点から、これは是非農地は農地として活用いただかなくてはいけないというふうに思っております。同時に、別の視点で一点だけ申し上げますと、人口が

増え続けているという前提の下で次々と宅地とか市街地を広げていくという一九八〇年代ぐらいまでは意味のあったこの動きをそのまま続けていくと、ただでさえ人口が減るのに宅地や市街地が増えるということは、需要が減るのに供給を増やすということと一緒ですから、市街地や宅地自身の価値を下げ、その結果、国民の皆さんの資産力を低下させるという別の問題も惹起しております。

したがって、農地を守るということ、安易な転用をさせないということが結果として日本のこれからの社会構造にも合うことだと思っておりますので、先生の御指導もいただきながら、しっかりと対応させていただきたいと思っております。

○山田俊男君

この問題は物すごく難しく、農地を所有している個人個人もモラルが必要です。それから、農地を利用したいという個人もモラルが必要です。それから、社会全体としても、農地の利用について、土地の利用について、社会的規範といえますか、場合によったらこれは社会的所有だぞというぐらいな公的な意識が必要になるというふうに思いますし、政策運営上でもこれモラルが必要なんです。今日は峰崎副大臣もお見えですが、まさに産業分野においても産業政策の運営においてこれは留意しなきゃいかぬ大変大事な分野だというふうに思うんです。

ところで、農地の転用問題については、これは赤松大臣、農地の転用問題については個人的に転用違反なんかも多々あるんですよ、転用違反が。その転用違反を必ずしも全部原状復帰させられなくて、そして、どちらかという、これはもう後で追認するというようになってしまっているわけでありまして。

先ほど言いましたように、社会も個人もモラルをきちっと果たさなきゃいかぬというふうに考えるときに、模範を示さなければならない公人による違法転用は、これはやはり駄目なんだというふうに思うんです。これは衆議院でも議論になっておりました輿石参議院議員会長の違法転用問題、これは農水大臣、何らかの形で御指導をされておられますですね。

○委員長（神本美恵子君）

時間が参っておりますので、簡潔にお願いします。

○副大臣（郡司彰君）

事実関係については既に御存じのことだろうというふうに思っております。

最近の動きでありますけれども、相模原市農業委員会、土地所有者に対し提出された工程表では撤去対象物が不明確であるというような、見直しをするように連絡をいたしたところあります。

さらに、十四日でありますけれども、同市農業委員会が無断転用地内の撤去対象物を確認をしに行きましたところ、既にカーポート、植木、庭石など一部の対象物が撤去をされていることが確認をされたというふうに聞いております。

当たり前の話でありますけれども、当省といたしましては、無断転用、だれであろうと農地に戻すことが必要というふうに思っております、本件を含めて適切に処理をされるよう必要に応じた指導を行っていく、このように思っております。

○山田俊男君

是非、これを発見した農業委員会の役割、大変大事でありますから、こうしたことをしっかりやるためにも農業委員会の体制強化を図ってください。

○委員長（神本美恵子君）

時間を超過しておりますので、おまとめください。

○山田俊男君

大塚副大臣も関係しているんですよ、この問題ね。是非しっかりやりましよう。

以上で終わります。ありがとうございました。

以 上